

会員に関する規程（定款施行規則第2号）

（目的）

第1条 この規程は一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟（以下「県連盟」という。）の会員の入会及び資格喪失並びに会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（加盟登録費）

第2条 定款第8条第1項に定める団会員、代表会員、個人会員の年間登録料は次のように定める。既納の登録料は、これを返還しない。

(1) 団会員…1団あたり10,000円と1隊あたり2,000円

(2) 代表会員及び個人会員…1人あたり1,500円

2 日本連盟の登録料の減免を受けている団会員、これに所属する代表会員及び個人会員の加盟登録費は半額とする。

（名誉会員で加盟登録費の支払い義務を負う者の会費）

第3条 定款第8条第2項に定める名誉会員の会費は、前条第1項第2号に定める加盟登録費の額と同額とする。既納の会費は、これを返還しない。

（維持会員の入会と会費）

第4条 定款8条第4号に定める維持会員の会費は年間10,000円を一口とし、一口以上とする。既納の維持会費は、これを返還しない。

（加入）

第5条 団会員、代表会員及び個人会員の県連盟への加入は定款第7条第1項に定める。

2 維持会員の県連盟への加入は加入の意思を表す任意の書面（自署捺印）と第4条に定める会費を添えて県連盟に提出することとする。

3 維持会員に対しては、適宜の方法で次年度以降の加入を勧奨するものとする。

（資格喪失）

第6条 会員の資格喪失は定款第10条及び同第11条に定めるところとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟定款の施行の日から施行する。